

平成23年11月30日
号外第2号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

- 訓 令**
- 単純労務の職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令（2・人事課）…………… 1
 - 教育委員会規則**
 - 市町村立学校職員の給与等に関する規則及び市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部を改正する規則（9・教職員給与課）…………… 5
 - 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例附則第二項及び第三項の規定による平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（10・教職員給与課）…………… 5
 - 人事委員会規則**
 - 人事委員会規則1-3（現行の規則の廃止）の一部を改正する規則…………… 7
 - 人事委員会規則7-2（給料の調整額）の一部を改正する規則…………… 7
 - 人事委員会規則7-62（特地勤務手当等）の一部を改正する規則…………… 7
 - 人事委員会規則7-110（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）…………… 8
 - 公営企業管理規程**
 - 秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程（6・公営企業課）…………… 9

訓 令

秋田県訓令第1号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

単純労務の職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十三年十一月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

単純労務の職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令
(単純労務の職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 単純労務の職員の給与等に関する規程（昭和四十年秋田県訓令第11号）の一部を次のように改正する。
附則第七項を次のように改める。

(平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

7 平成二十三年十二月に支給する期末手当の額は、単純労務の職員の給与の基準を定める規則（昭和三十二年秋田県規則第六十六号）第九条第二項及び第三項又は第十九条並びに第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

1 平成二十三年四月一日においてその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものである現業職員以外の現業職員（以下この項において「減額改定対象現業職員」という。）が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算する額を除く。）及び特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）の月額合計額に百分の〇・三九を乗じて得た額に、同月から同年十一月までの月数（同年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの期間において、地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間がある現業職員にあつては、当該月数から当該期間のある月の数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号給
一級	一号給から百二十一号給まで

二級	一号給から八十四号給まで
三級	一号給から七十六号給まで
四級	一号給から四十八号給まで
五級	一号給から三十二号給まで
六級	一号給から二十号給まで

二 平成二十三年六月一日において減額改定対象現業職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三九を乗じて得た額
別表第一を次のように改める。

現 業 職 給 料 表

別表第1 (第2条関係)

職員の区分	職務の級	給料月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
33		213,600	241,700	285,000	331,200	365,900	
34		158,600	215,000	286,100	332,300	366,600	
35		160,400	243,100	287,200	333,400	367,300	
36		162,200	244,500	288,300	334,600	368,000	
37		164,000	245,900	289,000	335,800	368,500	
38		165,800	247,200	289,900	337,000	369,100	
39		167,500	248,600	290,800	338,200	369,800	
40		169,200	250,000	291,800	339,400	370,500	
41		170,900	251,400	292,700	340,500	370,900	
42		172,500	252,600	293,700	341,700	371,600	
43		173,900	253,900	294,700	342,900	372,300	
44		175,300	255,200	295,700	344,100	373,000	
45		176,700	256,500	296,500	345,100	373,500	
46		178,200	257,600	297,400	346,200	374,200	
47		179,600	258,800	298,300	347,300	374,900	
48		181,000	260,000	299,200	348,400	375,600	
49		182,400	261,200	299,900	349,500	376,100	
50		183,700	262,500	300,700	350,500	376,800	
51		184,900	263,700	301,500	351,500	377,500	
52		186,100	264,900	302,300	352,500	378,200	
53		187,300	266,000	302,900	353,400	378,600	
54		188,400	267,100	303,700	354,300	379,200	
55		189,500	268,300	304,400	355,200	379,800	
56		190,600	269,500	305,100	356,100	380,400	
57		191,700	270,700	305,800	356,900	380,900	
58		192,800	271,700	306,600	357,800	381,500	
59		193,900	272,800	307,400	358,700	382,100	
60		195,000	273,900	308,200	359,600	382,700	
61		196,100	275,000	308,800	360,400	383,300	
62		197,200	276,100	309,500	361,300	383,900	
63		198,100	277,200	310,200	362,200	384,500	
64		199,000	278,300	310,900	363,100	385,100	
65		199,900	279,400	311,400	363,700	385,800	
66		200,600	280,300	312,000	364,300	386,400	
67		201,400	281,100	312,600	364,900	387,000	
68		202,200	281,900	313,200	365,500	387,600	
69		203,000	282,800	313,800	365,900	388,300	
70		203,600	283,700	314,300	365,900	388,300	
71		204,200	284,500	314,800	365,900	388,300	
72		204,700	285,300	315,300	365,900	388,300	
73		205,300	286,100	315,800	365,900	388,300	
74		205,900	286,900	316,300	365,900	388,300	
75		206,500	287,700	316,800	365,900	388,300	
76		207,100	288,500	317,300	365,900	388,300	
77		207,700	289,300	317,800	365,900	388,300	
78		208,300	290,100	318,300	365,900	388,300	
79		208,900	290,900	318,800	365,900	388,300	
80		209,500	291,700	319,300	365,900	388,300	
81		210,100	292,500	319,800	365,900	388,300	
82		210,700	293,300	320,300	365,900	388,300	
83		211,300	294,100	320,800	365,900	388,300	
84		211,900	294,900	321,300	365,900	388,300	
85		212,500	295,700	321,800	365,900	388,300	
86		213,100	296,500	322,300	365,900	388,300	
87		213,700	297,300	322,800	365,900	388,300	
88		214,300	298,100	323,300	365,900	388,300	
89		214,900	298,900	323,800	365,900	388,300	
90		215,500	299,700	324,300	365,900	388,300	
91		216,100	300,500	324,800	365,900	388,300	
92		216,700	301,300	325,300	365,900	388,300	
93		217,300	302,100	325,800	365,900	388,300	
94		217,900	302,900	326,300	365,900	388,300	
95		218,500	303,700	326,800	365,900	388,300	
96		219,100	304,500	327,300	365,900	388,300	
97		219,700	305,300	327,800	365,900	388,300	
98		220,300	306,100	328,300	365,900	388,300	
99		220,900	306,900	328,800	365,900	388,300	
100		221,500	307,700	329,300	365,900	388,300	
101		222,100	308,500	329,800	365,900	388,300	
102		222,700	309,300	330,300	365,900	388,300	
103		223,300	310,100	330,800	365,900	388,300	
104		223,900	310,900	331,300	365,900	388,300	
105		224,500	311,700	331,800	365,900	388,300	
106		225,100	312,500	332,300	365,900	388,300	
107		225,700	313,300	332,800	365,900	388,300	
108		226,300	314,100	333,300	365,900	388,300	
109		226,900	314,900	333,800	365,900	388,300	
110		227,500	315,700	334,300	365,900	388,300	
111		228,100	316,500	334,800	365,900	388,300	
112		228,700	317,300	335,300	365,900	388,300	
113		229,300	318,100	335,800	365,900	388,300	
114		229,900	318,900	336,300	365,900	388,300	
115		230,500	319,700	336,800	365,900	388,300	
116		231,100	320,500	337,300	365,900	388,300	
117		231,700	321,300	337,800	365,900	388,300	
118		232,300	322,100	338,300	365,900	388,300	
119		232,900	322,900	338,800	365,900	388,300	
120		233,500	323,700	339,300	365,900	388,300	
121		234,100	324,500	339,800	365,900	388,300	
122		234,700	325,300	340,300	365,900	388,300	
123		235,300	326,100	340,800	365,900	388,300	
124		235,900	326,900	341,300	365,900	388,300	
125		236,500	327,700	341,800	365,900	388,300	
126		237,100	328,500	342,300	365,900	388,300	
127		237,700	329,300	342,800	365,900	388,300	
128		238,300	330,100	343,300	365,900	388,300	
129		238,900	330,900	343,800	365,900	388,300	
130		239,500	331,700	344,300	365,900	388,300	
131		240,100	332,500	344,800	365,900	388,300	
132		240,700	333,300	345,300	365,900	388,300	
133		241,300	334,100	345,800	365,900	388,300	
134		241,900	334,900	346,300	365,900	388,300	
135		242,500	335,700	346,800	365,900	388,300	
136		243,100	336,500	347,300	365,900	388,300	
137		243,700	337,300	347,800	365,900	388,300	
138		244,300	338,100	348,300	365,900	388,300	
139		244,900	338,900	348,800	365,900	388,300	
140		245,500	339,700	349,300	365,900	388,300	
141		246,100	340,500	349,800	365,900	388,300	
142		246,700	341,300	350,300	365,900	388,300	
143		247,300	342,100	350,800	365,900	388,300	
144		247,900	342,900	351,300	365,900	388,300	
145		248,500	343,700	351,800	365,900	388,300	
146		249,100	344,500	352,300	365,900	388,300	
147		249,700	345,300	352,800	365,900	388,300	
148		250,300	346,100	353,300	365,900	388,300	
149		250,900	346,900	353,800	365,900	388,300	
150		251,500	347,700	354,300	365,900	388,300	
151		252,100	348,500	354,800	365,900	388,300	
152		252,700	349,300	355,300	365,900	388,300	
153		253,300	350,100	355,800	365,900	388,300	
154		253,900	350,900	356,300	365,900	388,300	
155		254,500	351,700	356,800	365,900	388,300	
156		255,100	352,500	357,300	365,900	388,300	
157		255,700	353,300	357,800	365,900	388,300	
158		256,300	354,100	358,300	365,900	388,300	
159		256,900	354,900	358,800	365,900	388,300	
160		257,500	355,700	359,300	365,900	388,300	
161		258,100	356,500	359,800	365,900	388,300	
162		258,700	357,300	360,300	365,900	388,300	
163		259,300	358,100	360,800	365,900	388,300	
164		259,900	358,900	361,300	365,900	388,300	
165		260,500	359,700	361,800	365,900	388,300	
166		261,100	360,500	362,300	365,900	388,300	
167		261,700	361,300	362,800	365,900	388,300	
168		262,300	362,100	363,300	365,900	388,300	
169		262,900	362,900	363,800	365,900	388,300	
170		263,500	363,700	364,300	365,900	388,300	
171		264,100	364,500	364,800	365,900	388,300	
172		264,700	365,300	365,300	365,900	388,300	
173		265,300	366,100	365,800	365,900	388,300	
174		265,900	366,900	366,300	365,900	388,300	
175		266,500	367,700	366,800	365,900	388,300	
176		267,100	368,500	367,300	365,900	388,300	
177		267,700	369,300	367,800	365,900	388,300	
178		268,300	370,100	368,300	365,900	388,300	
179		268,900	370,900	368,800	365,900	388,300	
180		269,500	371,700	369,300	365,900	388,300	
181		270,100	372,500				

73	205,900	255,300	287,000	315,600
74	206,600	255,700	287,800	316,100
75	207,300	256,200	288,600	316,600
76	208,100	256,700	289,400	317,100
77	208,500	257,300	290,000	317,300
78	209,200	257,800	290,600	317,700
79	209,900	258,300	291,100	318,100
80	210,600	258,800	291,500	318,500
81	211,300	259,200	292,000	319,000
82	212,000	259,500	292,500	319,400
83	212,700	259,800	293,000	319,800
84	213,400	260,100	293,500	320,200
85	214,100	260,300	293,900	320,500
86	214,800	260,700	294,500	320,900
87	215,500	261,000	295,100	321,300
88	216,200	261,300	295,700	321,700
89	216,800	261,500	296,000	322,000
90	217,400	261,700	296,500	322,400
91	218,000	262,100	297,000	322,800
92	218,600	262,300	297,500	323,200
93	219,100	262,600	297,900	323,400
94	219,600	263,000	298,400	323,800
95	220,100	263,400	298,900	324,200
96	220,600	263,800	299,400	324,600
97	221,200	264,000	299,700	324,900
98	221,700	264,300	300,200	325,300
99	222,200	264,500	300,700	325,700
100	222,700	264,800	301,200	326,100
101	223,300	265,100	301,600	326,400
102	223,900	265,300	302,000	
103	224,500	265,600	302,400	
104	225,100	265,900	302,800	
105	225,500	266,100	303,100	
106	226,000	266,400	303,500	
107	226,500	266,700	303,900	
108	227,000	267,000	304,300	
109	227,200	267,300	304,700	
110	227,600	267,600	305,100	
111	228,100	267,900	305,500	
112	228,600	268,200	305,900	

113	229,100	268,400	306,100	
114	229,600	268,700	306,500	
115	230,100	269,000	306,900	
116	230,600	269,300	307,300	
117	231,000	269,600	307,600	
118	231,400	269,900	308,000	
119	231,800	270,200	308,400	
120	232,200	270,500	308,800	
121	232,600	270,600	309,000	
122		270,900	309,400	
123		271,200	309,800	
124		271,500	310,200	
125		271,600	310,400	
126		271,900	310,800	
127		272,200	311,200	
128		272,500	311,600	
129		272,600	311,800	
130		272,900	312,200	
131		273,200	312,600	
132		273,500	313,000	
133		273,600	313,200	
134		273,900		
135		274,200		
136		274,500		
137		274,600		
	191,700	202,900	225,000	246,200
				277,900
				311,100
再任用職員				

(単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第二条 単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成十八年秋田県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年十二月一日から施行する。

教育関係規程

市町村立学校職員の給与等に関する規則及び市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

秋田県教育委員会委員長 佐藤 一成

秋田県教育委員会規則第九号

市町村立学校職員の給与等に関する規則及び市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部を改正する規則

(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部改正)

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第十の四イの表中「12,800円」を「12,700円」に改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部改正)

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則(平成十八年秋田県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第五条第一項中「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例附則第二項及び第三項の規定による平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特別措置に関する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

秋田県教育委員会委員長 佐藤 一成

秋田県教育委員会規則第十号

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例附則第二項及び第三項の規定による平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特別措置に関する規則

(減額改定対象職員となった者の改正条例附則第二項第一号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年秋田県条例第五十六号。以下「改正条例」という。)附則第二項第一号の規則で定めるものは、平成二十三年四月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十八年秋田県条例第五十九号。以下「基準日」という。))までの期間の全期間が職員(市町村立学校職員の給与等に関する条例(次条第一項第二号、第四号及び第五号において「条例」という。))第三十条に規定する職員を除く。以下同じ。)として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- 一 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十八年秋田県条例第二十二号)の適用を受ける職員
- 二 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十二年秋田県条例第五十一号)の適用を受ける職員
- 三 国又は他の地方公共団体の職員(第一号に掲げる職員を除く。)
- 四 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者
- 五 教育委員会が人事委員会と協議して前各号に掲げる者に準ずると認める者

2 改正条例附則第二項第一号の規則で定める日は、平成二十三年四月二日(同日から基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から基準日までの期間における減額改定対象職員(改正条例附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。)となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第二項第一号の月数の算定)

第二条 改正条例附則第二項第一号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十三年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一項第一号又は第二号に掲げる者(以下この号並びに第四条第一項及び第三項において「一般職給与条例適用職員等」という。)であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち一般職給与条例適用職員等として勤務した期間(次項において「一般職給与条例適用職員等期間」という。)を除く。)

二 休職期間(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(地公法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和三十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、非常勤講師期間(条例第三十条の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和三十三年秋田県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第五十号。以下この号及び第四号において「育児休業法」という。)第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、育児短時間勤務等期間(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。)、公益的法人等派遣期間(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第二条第二項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。))又は自己啓発等休業期間(地公法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。))

三 停職期間(地公法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。))

四 地公法第二十六条の二第三項(地公法第二十六条の三第二項において準用する場合を含む。))育児休業法第十九条第二項、条例第二十八条の六第二項の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第十五条第三項若しくは市町村立学校職員の給与等に関する規則第五十二条の規定により給与を減額された期間又は地公法第三十八条第一項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間

五 条例第二十条第一項の規定により給与を減額された期間

六 減額改定対象職員以外の職員であつた期間

2 改正条例附則第二項第一号の規則で定める月数は、平成二十三年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間(一般職給与条例適用職員等期間のある月にあつては、同項第二号、第四号又は第六号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間(一般職給与条例適用職員等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月(前号に該当する月を除く。))であつて、その月について支給された給料の額(一般職給与条例適用職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第二項第一号に規定する合計額に百分の〇・三九を乗じて得た額(第五条において「附則第二項第一号基礎額」という。))に満たないもの

(改正条例附則第二項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第三条 改正条例附則第二項第二号の規則で定める者は、平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であつた者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第一条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。))以外の者とする。

(一般職給与条例適用職員等であつた者から引き続き新たに職員となった者についての特例)

第四条 改正条例附則第三項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の規則で定める者は、一般職給与条例適用職員等とする。

- 2 改正条例附則第三項の規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。
- 3 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の権衡を考慮して規則で定める額は、一般職給与条例適用職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、一般職給与条例適用職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第五条 附則第二項第一号基礎額又は改正条例附則第二項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

人事給与規 則

人事委員会規則一一三(現行の規則の廃止)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則一一三(現行の規則の廃止)の一部を改正する規則

規則一一三(現行の規則の廃止)の一部を次のように改正する。

第二条に次のように加える。

規則七一一〇八(平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七一一(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一一(給料の調整額)の一部を改正する規則

規則七一一(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「12,100円」を「12,000円」に、「14,400円」を「14,300円」に改め、別表第二第五号の表中「12,800円」を「12,700円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七一一(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一一(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則

規則七一一(特勤勤務手当等)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「額とを」を「額を」に改め、同条第三項第五号中「第四条第三項第三号」を「次条第三項第三号」に改め、「一般職の職員の給与に関する条例等」の一部を改正する条例(平成二十一年秋田県条例第七十四号)の施行の日における」を削り、同項に次の一号を加える。

六 前項各号に定める日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に平成二十三年減額改定対象職員(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年秋田県条例第五十三号)附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第三項第四号において同じ。)であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年秋田県条例第五十三号。以下この項において「平成二十三年改正条例」という。)の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正条例第七条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」

とする。

第三条第四項各号中「又は第五号」を「から第六号まで」に改める。

第四条第一項第一号中「人事委員会が指定するこれらに準ずる公署（以下「準特地公署」という。）に」を「準特地公署に」に改め、同条第三項第三号中「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年秋田県条例第七十四号）の施行の日における」を削り、同項に次の一号を加える。

四 条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までのある職員（その日に平成二十三年減額改定対象職員であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年秋田県条例第五十三号。以下この項において「平成二十三年改正条例」という。）の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正条例第七条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）附則第七項から第九項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第十三条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた」とする。

第四条第四項各号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七十一一〇（平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七十一一〇（平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

（減額改定対象職員となつた者の改正条例附則第二項第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例）

第一条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年秋田県条例第五十三号。以下「改正条例」という。）附則第二項第一号の規則で定めるものは、平成二十三年四月一日から同年十二月一日（同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）第二十一条第一項後段又は第二十四条第七項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間の全期間が職員（一般職の職員の給与に関する条例第二十三条の五及び第二十三条の六に規定する職員を除く。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- 一 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の適用を受ける職員
- 二 企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和三十一年秋田県条例第五十一号）の適用を受ける職員
- 三 国又は他の地方公共団体の職員（第一号に掲げる職員を除く。）
- 四 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者
- 五 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

2 改正条例附則第二項第一号の規則で定める日は、平成二十三年四月二日（同日から基準日までの期間において新たに職員となつた日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となつた場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員（改正条例附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となつた日のうち最も早い日とする。

（在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第二項第一号の月数の算定）

第二条 改正条例附則第二項第一号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 職員として在職しなかつた期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十三年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一項第一号又は第二号に掲げる者（以下この号及び第四条において「県費負担教職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち県費負担教職員等として勤務した期間（次項において「県費負担教職員等期間」という。）を除く。）
 - 一 休職期間（法第二十八條第二項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第五十五條の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院

修学休業期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、臨時又は非常勤職員期間(一般職の職員の給与に関する条例第二十三条の五又は第二十三条の六の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下この号及び第四号において「育児休業法」という。))第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、育児短時間勤務等期間(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。)、公益的法人等派遣期間(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第二条第二項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。))又は自己啓発等休業期間(法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。))

三 停職期間(法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。))

四 法第二十六条の二第三項(法第二十六条の三第二項において準用する場合を含む。)、育児休業法第十九条第二項、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第十五条第三項若しくは規則七十七(給与の減額)第三条の規定により給与を減額された期間又は法第三十八条第一項の規定による許可を得て勤務しなかつたことにより給与を減額された期間

五 一般職の職員の給与に関する条例第十四条の規定により給与を減額された期間

六 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 改正条例附則第二項第一号の規則で定める月数は、平成二十三年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間(県費負担教職員等期間のある月にあつては、同項第二号、第四号又は第六号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間(県費負担教職員等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月(前号に該当する月を除く。))であつて、その月について支給された給料の額(県費負担教職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第二項第一号に規定する合計額に百分の〇・三九を乗じて得た額(第五条において「附則第二項第一号基礎額」という。))に満たないもの

(改正条例附則第二項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第三条 改正条例附則第二項第二号の規則で定める者は、平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であつた者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第一条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。))以外の者とする。

(県費負担教職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例)

第四条 改正条例附則第三項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の規則で定める者は、県費負担教職員等とする。

2 改正条例附則第三項の規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

3 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の権衡を考慮して規則で定める額は、県費負担教職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、県費負担教職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第五条 附則第二項第一号基礎額又は改正条例附則第二項第二号に掲げる額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

公 費 負 担 教 職 員 規 程

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

秋田県知事 佐竹 敬 久

秋田県公営企業管理規程第六号

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程

第一条 秋田県企業職員給与規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「百分の百三十五」を「百分の百四十」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十、」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十二・五、」に、「百分の百三十五」を「百分の百四十」に、「百分の七十七・五」を「百分の八十二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十を」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十二・五を」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十、」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十七・五、」に、「百分の百三十五」を「百分の百四十」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に改める。

附則に次の一項を加える。

（期末手当の特例）

6 平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する第十八条第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百三十七・五」と、「百分の百二十を」とあるのは「百分の百十七・五を」と、同条第二項中「「百分の百四十」とあるのは「百分の八十二・五」とあるのは「「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」と、「「百分の百二十を」とあるのは「百分の七十二・五を」とあるのは「「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」と、同条第三項中「「百分の百四十」とあるのは「百分の百五十七・五」とあるのは「「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十六・二五」とする。

第二条 秋田県企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「百分の百二十、」を「百分の百二十二・五、」に、「百分の百四十」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百、」を「百分の百二・五、」に、「百分の百二十を」を「百分の百十七・五を」に改め、同条第二項中「百分の百二十、」を「百分の百二十二・五」に、「百分の六十二・五、」を「百分の六十五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十七・五」に、「百分の八十二・五」を「百分の八十」に、「百分の百、」を「百分の百二・五」に、「百分の五十二・五、」を「百分の五十五」に、「百分の百二十を」を「百分の百十七・五」に、「百分の七十二・五を」を「百分の七十」に改め、同条第三項中「百分の百二十、」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十七・五、」を「百分の百四十」に、「百分の百四十」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百五十五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成二十三年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成二十三年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の秋田県企業職員給与規程附則第六項の規定により読み替えられた同規程第十八条第一項（同条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第四項から第六項まで及び第八項若しくは第二十二條第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項又は附則第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十三年四月一日（同月二日から同年十一月一日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号級がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号級欄に掲げるものであるもの（秋田県企業職員給与規程第二十六條の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）附則第七項から第九項までの規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（平成二十三年四月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して知事が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち知事が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（同規程第九条の二第三項各号に定める額を除く。）及び特勤勤務手当（企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和三十一年秋田県条例第五十一号）第五条の三の規定による手当を含む。）の合計額に百分の〇・三九を乗じて得た額に、同月から同年十一月までの月数（同年四月一日からこの規程の施行の日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の知事が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して知事が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号級
企業職給料表(一)	一級	一号給から九十三号給まで
	二級	一号給から七十六号給まで
	三級	一号給から六十号給まで
	四級	一号給から四十四号給まで
	五級	一号給から三十六号給まで
	六級	一号給から二十八号給まで
	七級	一号給から十六号給まで
	八級	一号給から四号給まで
企業職給料表(二)	一級	一号給から百二十一号給まで
	二級	一号給から八十四号給まで
	三級	一号給から七十六号給まで
	四級	一号給から四十八号給まで
	五級	一号給から三十二号給まで
	六級	一号給から二十号給まで

- 二 平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して知事が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤続手当の合計額に百分の〇・三九を乗じて得た額
（補則）

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号